

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、平成25年4月1日付けで京都市森林整備計画を樹立します。

なお、京都市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が終了するまでに、京都市長に対し、理由を付した文章を以て意見書を提出することができます。

平成25年1月29日

京都市長 門川 大作

1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地

京都市役所内

産業観光局農林振興室林業振興課

- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1

京北合同庁舎内

京都市産業観光局京北農林業振興センター

2 縦覧期間

平成25年1月30日から

平成25年2月28日まで

（産業観光局農林振興室林業振興課）